保険証が使えるのはどんなとき？

病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担金を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

●診察　●治療　●薬や注射などの処置　●入院及び看護
●在宅療養（かかりつけの医師による訪問診療）　●訪問看護（医師の指示による）

◆こんなときは保険証が使えません。

病気とみなされないとき

●健康診断　●人間ドック　●予防注射
●正常な妊娠・出産（※「出産育児一時金」が支払われます。）
●経済上の理由による妊娠中絶
●軽度のしみ・あざ・わきが
●美容整形　●歯列矯正　など

他の保険が使えるとき

●以前勤めていた職場の保険が使えるとき
●業務上（仕事、通勤途上）のケガや病気（※「労災保険」の対象になります。）

保険証の使用が制限されるとき

●ケンカや泥酔などによるケガや病気
●故意の事故や犯罪によるケガや病気
●医師や国保保険者の指示に従わなかったとき　など

◆交通事故などにあったとき（第三者行為によるケガや病気）

交通事故などで第三者から受けたケガや病気について、保険証を使って医療を受ける場合は、役場への届け出が必要になります。まずは必ず、役場町民課窓口にご相談ください。

保険証が使えると判断された場合、健康保険が負担した医療費は、あとから加害者に請求されます。

示談は慎重に

役場へ届け出る前に示談が成立していたり、加害者から治療費を受け取ったりしていると、保険証が使えない場合がありますので、ご注意ください。

これからの時期、スキーやスノーボードによるケガや事故が考えられます。相手がいる事故の場合は、第三者行為に当たりますので、交通事故にあったときと同様、役場住民担当窓口に届け出てください。

■その他の第三者行為
●自転車やスキーなどでの衝突や接触事故
●他人の飼っているペットから受けたケガ
●工事現場からの落下物などによるケガ　など

●お問い合わせ先……町民課住民担当 ☎62－2111（内線233）

「やまがた健康フェア2014」開催

●日時　11月15日、16日
●会場　山形国際交流プラザ（山形ビックウイング）
●参加費　入場無料
問やまがた健康フェア2014実行委員会事務局 ☎023－630－2197